

越谷市地域防災計画策定支援業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、委託者である越谷市（以下「発注者」という。）が、受託者（以下「受注者」という。）に委託する「越谷市地域防災計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 災害対策基本法では、国の防災基本計画に基づき、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと定められている。令和6年の防災基本計画の修正を踏まえ、関係法令及び国並びに県の各種防災関連計画との整合を図るとともに、本市でも大きな被害が発生した令和5年6月の台風2号に伴う大雨など、近年の頻発・激甚化する風水害等への対応経験を活かし、市の防災体制をより実効性の高いものとするべく、最新の知見を反映した地域防災計画への改訂を目的とする。

(業務対象区域)

第3条 本業務の対象区域は、越谷市全域とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日より令和9年（2027年）3月31日までとする。

(準拠する法律等)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、災害に関する下記の関係法令等を準拠し、実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (6) 気象業務法（昭和27年法律第165号）
- (7) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）
- (8) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
- (9) 防災基本計画（中央防災会議）
- (10) 埼玉県地域防災計画、埼玉県地域強靱化計画及び埼玉県の防災関連計画等

(11) 埼玉県地震被害想定調査報告書

(12) 越谷市地域防災計画

(13) 越谷市業務継続計画（地震編）

(14) その他関係法令、条例、規則、規程、ガイドライン、マニュアル等

※上記法令等が改正、改訂等されている場合は、最新のものに基づく。

（報告の義務）

第6条 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務実施期間中において発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、打合せ協議は、初回、中間時6回、最終の8回を基本とするが、必要に応じて協議の回数を変更することができる。

（機密の保持）

第7条 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（検査）

第8条 受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て、発注者の検査を受けなければならない。本業務は、発注者の検査完了合格をもって完了とするが、納品後に成果品の記入漏れ、不備または誤りが発見された場合には、受注者が責任をもって速やかに訂正しなければならない。

（疑義）

第9条 本仕様書及び設計書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、速やかに発注者及び受注者が協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

（配置技術者の資格要件）

第10条 下記いずれかの資格を保有していること。

(1) 技術士（建設部門）または技術士（総合技術監理部門－建設）

(2) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）またはR C C M（都市計画及び地方計画）

（配置技術者の実績要件）

第11条 下記各業務に従事する者は、管理技術者または担当技術者として、当該業務の実績を有すること。

(1) 防災アセスメント

過去5年以内に、都道府県または市町村から、第15条に定める防災アセスメントと同種・類似の業務に従事した実績を有すること。

(2) 地域防災計画改訂

過去5年以内に、第15条に定める地域防災計画改訂と同種・類似の業務に従事

した実績を有すること。

（業務終了後の協力）

第12条 受注者は、本業務終了後においても、その内容や成果品等について発注者から照会があった場合、または、第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

第2章 業務内容

（計画準備）

第13条 本業務を遂行するにあたり、越谷市地域防災計画の内容及び本市における防災の実態、地域特性等を把握し、方法、条件、工程等を整理し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務の計画準備を行うものとする。

（基礎資料の収集）

第14条 災害対策基本法等の関係法令、防災基本計画、埼玉県地域防災計画、埼玉県水防計画、内閣府のワーキンググループ等の各種報告書、関連計画、前回の地域防災計画改訂以降の参考情報、被災地での課題や教訓等、公表されている最新の知見について基礎資料を収集する。収集する基礎資料は、利用時点での最新のものを活用し、資料等に更新があった場合は、ただちに最新のものと差し替える。

（作業内容）

第15条 越谷市地域防災計画策定基本方針に基づき、以下の作業内容を実施するものとする。

（1）防災アセスメント

防災アセスメントは、最新の各種データを用いて、地震災害シナリオおよび風水害シナリオの更新を行い、被害の可視化を行う。なお、地域防災計画の改訂や防災訓練等への活用を見据え、職員などが視覚的にとらえ理解しやすくなるようわかりやすく記載することとする。

ア 地震災害のアセスメント

- （ア） 想定震度について、平成24・25年度に埼玉県が公表した地震被害想定調査結果において、本市で最大震度6強が予測されている「茨城県南部地震」「東京湾北部地震」の震度分布を参考に本市に影響が大きい地震被害を検討する（メッシュ単位の震度データ・計測震度データから主な被害数を算定）。
- （イ） 地震被害想定の評価単位は、原則として市内全体とし、項目によっては、町名、及び字名単位とする。なお、項目の特性上、より詳細な単位で調査を実施することが有効と判断される場合は、市内全域、町名、及び字名に限定しない。
- （ウ） 評価項目は別紙1を一例とし、埼玉県、近隣市町村、中央防災会議等の地震被害想定における、既存計算手法を用いて、最新の基盤情報で評価を行う。
- （エ） 独自の計算方法を用いる場合は、その根拠、妥当性、検証結果、計算結果の透明性を明確に示すものとする。

(オ) 最新の基盤情報（GISデータまたはCSVデータ等）については、本市より提供する。

(カ) 現計画と同様の調査項目については、比較可能な形式で集計するものとする。

イ 風水害のアセスメント

(ア) 風水害の被害想定では、次の浸水区域図を参照し、外水氾濫の被害を想定する。

洪水浸水想定区域図	水系名	作成主体
中川流域	利根川水系	埼玉県
利根川	利根川水系	利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所
江戸川	利根川水系	江戸川河川事務所
中川（国管理区間）	利根川水系	江戸川河川事務所
中川（県管理区間）	利根川水系	埼玉県
綾瀬川（国管理区間）	利根川水系	江戸川河川事務所
綾瀬川（県管理区間）	利根川水系	埼玉県
荒川	荒川水系	荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所
元荒川	利根川水系	埼玉県
新方川	利根川水系	埼玉県
大落古利根川	利根川水系	埼玉県

(イ) 内水氾濫は既存の浸水被害データや本市の内水氾濫シミュレーションの結果等から浸水被害等の件数を求める。

(ウ) 評価項目は別紙2を一例とし、埼玉県、近隣市町村、中央防災会議等の風水害の被害想定における、既存計算手法を用いて、最新の基盤情報で評価を行う。

(エ) 最新の基盤情報（GISデータまたはCSVデータ等）については、本市より提供する。

(2) 地域防災計画改訂

地域防災計画の改訂について、市の災害対策に関わる組織の役割を明確にし、災害対応業務の標準化を図り、職員の内容理解向上と実効性のある計画を作成する。

ア 地域防災計画改訂方針の検討

地域防災計画改訂方針の検討は、素案を作成するにあたり、以下の点に留意して整理するものとする。

(ア) 国・県の防災関係法令・指針、計画等のへの改訂対応

災害対策基本法の改正内容や、国や県の関係法令・指針や諸計画の動向、並

びに水防法、河川法等の関係法令・各種通達・ガイドライン等の内容を踏まえ、前回の修正からの施策の進展を踏まえた修正を行う。

(イ) 自助・共助活動の支援体制の推進

事前防災の取組や複合災害への対応の推進、地域との共同による避難所開設・運営を前提とした体制の推進、避難所の開設に向けた点検手順の検討を行う。

また、必要な知識を教える実践的な防災教育の推進などの自助・共助活動の支援体制を推進し、更に要配慮者の円滑な避難の確保について見直しを行う。

(ウ) 既存計画等との整合

防災アセスメントの結果や埼玉県地域防災計画、現行の地域防災計画等の内容を踏まえる。

イ 災害対応マニュアルの作成

越谷市災害対策本部要綱に定められた事務分掌のうち、重要なものを抽出し、実践的な内容を詳細に記述した災害対応マニュアルを作成する。なお、必要に応じて関係部署へのヒアリング等を実施すること。

ウ 計画案の作成

関係機関等との協議、既存計画の分析、最新の被害想定調査等に基づき、地域防災計画の構成案、素案、改訂案、最終案を作成する。各案では、主な変更点、計画の構成、各章の概要、必要な資料等を具体的に示すこと。また、必要に応じて、計画案の内容について説明、修正等を行う。

エ 市民公表用パンフレットの作成

改訂した内容を記載するとともに、市民が分かりやすく、見やすいレイアウトで提案し、作成する。専門知識を有する内容について、必要に応じて分析・検討を行い、住民に理解しやすい表現となるよう留意しながらとりまとめること。

(業務支援)

第16条 本業務の各段階において、発注者が説明会や意見照会、防災会議等で使用する資料を作成するとともに、防災会議の運営支援を行うこと。

(主なスケジュール)

第17条 本業務に関するスケジュールについては、概ね下表のとおりとする。

時期	スケジュール
令和8年(2026年)3月	防災アセスメント完了
令和8年(2026年)8～9月	パブリックコメント実施
令和9年(2027年)3月	成果品納品

第3章 成果品

（成果品）

第18条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- （1）業務報告書 電子データ及び紙媒体2部
- （2）防災アセスメント報告書 電子データ及び紙媒体10部
- （3）越谷市地域防災計画（本編・資料編） 電子データ及び紙媒体10部
- （4）市民公表用概要パンフレット 電子データ及び紙媒体10部

地域防災計画、業務報告書の Microsoft Office ファイル（ワード、エクセル等）、PDF ファイル、挿入図等の作成に使用したデータ（GIS データも含む）も提出する。

（成果品の帰属）

第19条 本業務で履行した内容は全て発注者の所有とし調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

（納品場所）

第20条 成果品は危機管理室に納品すること。納品場所の変更が生じた場合には、発注者の指示に従うこと。

（納期）

第21条 成果品は発注者の指定する日に納品すること。

別紙 1 地震被害アセスメント評価項目例

項目	概要
建物被害	揺れ、液状化及び火災等による建物被害予測
人的被害	建物被害、火災等による人的被害予測
交通施設被害	幹線道路被害、道路閉塞被害、鉄軌道施設被害等の予測
ライフライン被害	上水道被害、下水道被害、電力被害、通信被害、ガス被害の予測
生活支障	避難者数（避難所避難者（ペット同行者及び要配慮者数含む）、在宅避難者、車中泊避難者含む）、帰宅困難者数等の予測
災害廃棄物	建物の全壊・焼失等により発生する災害廃棄物の発生量予測
経済被害	各種の被害予測に基づく経済被害予測
減災効果	建物の耐震化や出火防止対策を実施した場合の建物・人的被害の減災効果予測

別紙２ 風水害アセスメント評価項目例

項目		概要
外水氾濫 ・ 内水氾濫	建物被害	全壊棟数、半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数等の予測
	人的被害	建物の浸水等による被災者数の予測
	交通施設被害	幹線道路被害、道路閉塞被害等の予測
	ライフライン被害	上水道被害、下水道被害、電力被害、通信被害、ガス被害の予測
	生活支障	避難所避難者（ペット同行者及び要配慮者数含む）、在宅避難者等の予測
	災害廃棄物	がれき、土砂等の発生量予測
	経済被害	各種の被害予測に基づく経済被害予測